

### ●遠隔地被保険者証について

医療機関を受診するときは、保険証が必要です。けがや病気に備えて「保険証」や「遠隔地被保険者証」を携帯しておくことをお勧めします。

自宅外通学者で自分だけの保険証がない場合には、保護者の方の被保険者証より分離した「遠隔地被保険者証」を発行することができます。

被保険者が社会保険加入の場合：勤務先の健康保険組合に「遠隔地被保険者証」を申請してください。

被保険者が国民健康保険の場合：被保険者が在住している市区町村役場に在学証明書（大学で発行）を提出し、申請してください。

### ●麻疹（はしか）について

現在、日本では麻疹の排除状態にありますが、海外に渡航歴がある方や予防接種を受けていない、追加で2回目の接種を受けていない場合などは接触者からの感染の可能性が高くなります。大学は多くの学生や教職員が在籍しています。

また、海外での留学や研修、その他さまざまな活動による人との接点が増えるため、ひとたび感染者が発生すると爆発的に感染が拡大する危険があります。感染力は1人の発症者に対し、12～18人の人が感染すると言われています。

『麻疹にかかった』『麻疹のワクチンかMR（麻疹・風疹混合）ワクチンを2回接種した』『麻疹抗体がある』以外の方は追加で予防接種を受けることをお勧めします。

### ●内服薬について

大学の医務室では薬事法により鎮痛剤等の市販薬をお渡しすることが出来ません。

頭痛を起こしやすい方、生理痛が強い方、持病がある方などは、かかりつけの医師と相談の上、緊急時に対応できる薬を常に携帯するようにして下さい。